

令和6年度若手IT起業家創出支援事業委託業務に係る 企画提案募集要領

1 趣旨

本要領は、地域経済の持続的な発展を目指し、県内情報通信産業の活性化を図るため、地域課題解決を目的としたWEBサービスの開発等を自身でできるようになるプログラミング技術及び起業に関する知識やマインド等が習得できる講座を短期集中合宿形式で開催し、地域課題の解決を図ることが可能な若手IT起業家等を創出するため、本業務を実施するにあたり、企画提案を広く募集することにより、優れた企画提案を行い、適切な業務遂行能力を有すると認められる事業者を、公募型プロポーザル方式により選定することを目的とする。

なお、本業務は、愛媛県の令和6年度当初予算の成立及び国のデジタル田園都市国家構想交付金の交付決定を経て実施するものであり、中止や変更があり得ることに留意すること。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

令和6年度若手IT起業家創出支援事業委託業務

(2) 業務の内容

別紙「令和6年度若手IT起業家創出支援事業委託業務仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月)まで。

(4) 委託料の上限額

25,365,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 参加資格

(1) 参加表明書及び企画提案書を提出できる者は、本募集要領の公示日において、県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人のうち、次の全ての要件を満たしている者であること。

ア 参加申込書の提出までに、愛媛県知事の審査を受け、令和5～7年度における愛媛県製造の請負等に係る競争入札参加資格名簿に登録済であること。

イ 愛媛県と緊密な連絡体制が構築できること。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定(一般競争入札参加者の資格)のいずれにも該当しないこと。

エ 参加申込書の提出期限の日から契約候補者選定までの間に、国または愛媛県から競争入札の参加資格停止の期間中になくこと。

オ 参加申込書の提出時において、銀行取引停止処分を受けていないこと。

カ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者、再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

キ 愛媛県税並びに地方法人事業税及び地方法人特別税の滞納がないこと。

- ク 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- ケ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していないこと。
- コ 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいる者でないこと。
 - (ア) 成年被後見人又は被保佐人
 - (イ) 破産者で復権を得ない者
 - (ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(2) 複数の法人等での共同申請

効率的な事業実施を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同（以下「コンソーシウム」という。）による申請をすることができる。この場合においては、次の事項に留意すること。

- ア コンソーシアムの適切な名称を設定し、代表となる法人（以下「代表団体」という。）を選定すること。
- イ 申請書提出後に、代表団体を変更し、又は構成員の全部又は一部を変更すること（特定の構成員を除外し、又は新たな法人等を追加する場合を含む。）は、原則として認めない。ただし、特別な事情により、愛媛県がやむを得ないと認めた場合に限り、変更できることとする。
- ウ 単独で申請を行った法人等が、他の申請者（コンソーシウム）の構成員となることはできない。また、同時に複数のコンソーシアムの構成員となることはできない。
- エ 代表団体は（1）に掲げる全ての要件を満たしている必要がある。また、構成員は（1）のイからコまでの要件を満たす必要がある。

4 スケジュール（予定）

本募集等に係るスケジュールは次のとおり予定している。

なお、下記スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡を行う。

項目	日程
募集要領の公表	令和6年2月19日（月）
募集要領等に関する質問の受付期限	令和6年2月29日（木）
募集要領等に関する質問の回答期限	令和6年3月6日（木）
参加表明書の提出期限	令和6年3月14日（木）
企画提案書の受付期限	令和6年3月21日（木）
審査結果の公表・通知	令和6年3月下旬

※各日において、受付時間は執務時間中（月曜日から金曜日。祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

5 応募方法等

(1) 募集要領及び仕様書の配布

募集要領及び仕様書については、愛媛県経済労働部産業支援局産業創出課のホームページからダウンロードし入手すること。

なお、産業創出課の窓口及び郵送での配布は行わない。

○募集要領及び仕様書の掲載ホームページ

<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/54693.html>

(2) 募集要領等に関する質問・回答

①提出期限 令和6年2月29日(木)午後5時まで

②提出方法 様式3に必要事項を記入のうえ、電子メールで送信し、その後速やかに送信した旨を電話で連絡すること。(連絡先電話番号：089-912-2471)

なお、口頭、電話またはFAXによる質問は受け付けない。また、質問は、本募集及び仕様書に関する内容以外は受け付けないものとし、受付期間外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。

③提出先 以下のメール宛先に、件名を指定のとおりとして送付すること。

・メール宛先：sangyosousyutsu@pref.ehime.lg.jp

・メール件名：【法人名】(質問) 若手IT起業家創出支援事業

(3) 参加表明書及び誓約書の提出

①提出期限 令和6年3月14日(木)午後5時まで

②提出書類 下記の書類について、正本1部を提出すること

ア 参加表明書兼誓約書(様式1(コンソーシアムは様式1-1))

※コンソーシアムで参加表明する場合は、様式2-1及び様式2-2を参考に、代表者に権限を委任する書類及び協定書を提出ください。

イ 付属書類各1部

会社等の概要(様式任意。既存のパンフレット等でも可。)

③提出場所

愛媛県経済労働部産業支援局産業創出課 創業支援・産業DXグループ

(住所) 〒790-0001 愛媛県松山市一番町4-2 NTT愛媛ビル2棟

④提出方法

持参又は郵送等(信書の郵送に適する方法)

(4) 企画提案書等の提出

①提出期限

令和6年3月21日(木)午後5時まで

②提出書類

ア 企画提案書表紙(様式4)正本1部

イ 企画提案書(様式任意)4部(うち正本1部)、電子データ(PDF形式)

本業務の具体的な実施内容について、仕様書に基づき、「企画提案書」を提出すること。なお、提案のイメージが理解しやすいように、イラスト、絵、写真等を使用しても構わない。その他の留意事項は下記のとおり。

・企画提案書の規格は、原則A4判用紙(片面印刷)を使用し、A3判用紙(片面印刷)を使用する場合には、A4判に折り込むこと。

・ページ番号は通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

・企画提案書はコピーが可能な用紙を使用し、丁合後、ホッチキスやクロステープ

などで綴じずに、ダブルクリップ等で留めること。

- ・企画提案に際しては、委託金額で実施が確約される範囲の内容で行うこと。

ウ 費用見積書（様式5）正本1部

見積りに係る積算内訳書（様式任意）を別途添付すること。

③提出場所

愛媛県経済労働部産業支援局産業創出課 創業支援・産業DXグループ

（住所）〒790-0001 愛媛県松山市一番町4-2 NTT愛媛ビル2棟

④提出方法

持参または郵送等（信書の郵送に適する方法）

なお、(4)②の企画提案書のデータについては、電子メールでも提出すること

※メール宛先：sangyosousyutsu@pref.ehime.lg.jp

(5) 公正な企画提案審査の確保

- ・参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ・参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- ・参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- ・参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 留意事項

- ・企画提案書は、1者1提案のみとする。
- ・応募申込に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。提出された書類を応募者に無断で二次的な使用を行うことはないが、審査等の必要に応じ複写することがある。
- ・企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、県から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求める場合がある。
- ・提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- ・書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

6 委託先の選定

(1) 選定方法等

契約候補者選定のため、審査会を開催し、提出された企画提案書等について、書面審査により内容審査・評価を行った後、最良の提案を行った者を契約候補者として選定する。ただし、提出されたすべての提案が、契約の目的を十分に達成できない内容であると判断した場合は、契約候補者を選定しない。

(2) 審査日時

令和6年3月下旬

(3) 審査基準

次に掲げる項目を総合的に評価して行う。

項 目		審査のポイント
業務の計画及び実施方法	事業目的	・ 提案内容が具体的でかつ愛媛県の事業目的に合致しているか。
	提案内容における創意工夫	・ 効果的かつ確実性の高い手法でプログラミン技術及び起業に関する知識等が習得できる内容になっているか。 ・ プログラミング合宿開催の趣旨を理解し、参加者の将来の起業につながるような仕掛けや創意工夫がなされているか。 ・ 参加者が愛媛県にとどまって起業する工夫がなされているか。
	費用計上の妥当性等	・ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。 ・ 費用計上が適当であり、適正な事業計画となっているか。
実施体制	体制の充実度	・ 想定される業務量および事業規模等に対しスタッフの人数や配置が適切なものになっているか。
	専門性	・ 専門性が求められる業務に対し、スタッフの能力や実績が適切かつ信頼できるものとなっているか。
	連絡体制	・ 委託元と円滑に連絡が取れ、柔軟な対応が可能なものとなっているか。
	安全対策	・ スタッフ及び関係者の感染防止対策が十分に配慮されているか。
実績	活動実績	・ 過去に同様の業務を行ったことがあるか。

(4) 審査結果

- ① 審査結果は、審査対象となった提案の応募者に対し、文書で通知する。
- ② 審査の経緯、内容については公表しない。
- ③ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(5) その他選考に関する留意事項

- ①次に該当する場合は企画提案書の提出を無効とするので留意すること。
 - ・ 企画提案書や申告書に虚偽の記載をした場合
 - ・ 参加条件を満たさない事業者や選考過程で参加条件を満たさなくなった場合
 - ・ 見積書の金額が、2（4）委託料上限額を超える場合
 - ・ その他不正な行為があった場合
- ②提出後の企画提案書については、記載内容の変更はできない。
- ③提出された企画提案書は返却しない。
- ④企画提案書の作成及び提出に伴う費用は全て企画提案者の負担となる。
- ⑤「企画提案参加申込書」を提出した事業者が、企画提案書を提出期限までに提出しなかった場合は、企画提案への参加を辞退したものとみなす。

7 欠格事項

応募者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- ・ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条

- (虚偽表示) 又は第 95 条 (錯誤) に該当する提案を行った場合
- ・審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
 - ・本募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
 - ・同一の応募者が二つ以上の提案書を提出した場合
 - ・発表済の内容と酷似した提案を行った場合
 - ・その他不正な行為があった場合

8 委託契約

(1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、県と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、県が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となったものを最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則 (昭和 45 年愛媛県規則第 18 号) の規定に準じることとする。

(3) その他

個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

9 著作権等の取扱

(1) 著作権者

- ・成果品に関する著作権 (著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号) 第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。) は、愛媛県に帰属することとする。

(2) 第三者への使用許諾

- ・第三者への使用許諾は、適当と認められる場合に限り、愛媛県が行う。

(3) 権利関係の処理

- ・成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権、その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。
- ・第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。
- ・著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、愛媛県と受託者で協議の上、処理する。

10 問い合わせ先

愛媛県経済労働部産業支援局産業創出課 創業支援・産業DXグループ
〒790-0001 愛媛県松山市一番町4-2 NTT愛媛ビル2棟
TEL : 089-912-2471
メール : sangyosoyutsu@pref. ehime. lg. jp

